

令和3年度制度改善要望

令和2年7月

一般社団法人 不動産証券化協会

要望項目

1. 投資法人の監督役員に係る欠格事由の緩和

投資法人の監督役員に係る欠格事由のうち、監督役員及び配偶者の過去の就業経験に関する要件について、会社法の社外取締役及び社外監査役と同様のものとするよう要望する。

2. 投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱に係る改正

投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段として利益超過分配を行う場合に、圧縮積立金及び買換特例圧縮積立金を取崩さずに済むよう措置を要望する。

* 法令略称

- 投信法 : 投資信託及び投資法人に関する法律
投信法施行規則 : 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則
投資法人計算規則 : 投資法人の計算に関する規則

1. 投資法人の監督役員に係る欠格事由の緩和

投資法人の監督役員に係る欠格事由のうち、監督役員及び配偶者の過去の就業経験に関する要件について、会社法の社外取締役及び社外監査役と同様のものとするよう要望する。

(1) 現状の規定

- ・ 投資法人の監督役員に係る欠格事由として、監督役員が投資法人の設立企画人等¹へ過去に就業していた事実の有無を問う過去要件が定められている。
- ・ 監督役員は、また、資産運用会社から独立性を有することが求められるため、監督役員が資産運用会社及びそのスポンサー会社等に就業していた場合も監督役員になることはできない²。
- ・ これらの過去要件については、期間の定めが無いため、監督役員が「過去に一度でも」投資法人の設立企画人、資産運用会社及びそのスポンサー会社等（以下、総称して「利害関係法人等」という。）に就業経験を有する場合には欠格事由に該当することとされている。
- ・ また、過去要件のうち投信法第 100 条及び投信法施行規則第 164 条に規定する欠格事由では、監督役員の配偶者についても過去要件が定められているため、配偶者が「過去に一度でも」利害関係法人等に就業経験を有する場合には監督役員本人の欠格事由に該当することとされている。
- ・ 他方、会社法における社外取締役及び社外監査役（以下、「社外取締役等」という。）に対する同様の要件は、対象期間が就任前 10 年間に限定されている³ほか、対象者は社外取締役等本人のみであり、配偶者の就業経験については問われていない。

¹ 投信法第 100 条柱書では、「次に掲げる者は、監督役員となることができない。」と規定し、欠格事由を列挙しているが、投資法人の設立企画人や投資証券及び投資法人債券の販売会社、執行役員等の利害関係法人等を中心に、それらの利害関係法人等の役員等（役員及び使用人）や役員等であった者が監督役員に就任できないことを規定する。

² 投信法第 200 条柱書で、「登録投資法人は、次の各号のいずれかに該当する金融商品取引業者に、その資産の運用に係る業務を委託してはならない。」と規定しており、結果的に、資産運用会社等の役員等や役員等であった者が監督役員に就任することができなくなり、この規定も広い意味では、監督役員の欠格事由を規定するものと言える。

³ 会社法では従前、就業経験を有さないことが要請されていたが、2015 年 5 月の改正により期間制限が設けられた。2011 年 12 月の「会社法制の見直しに関する中間試案の補足説明」には、「経営者の指揮命令系統に一旦属したことがあっても、その後株式会社又はその子会社との関係が一定期間存しなければ経営者等との関係が希薄になり、社外取締役等に期待される機能を実効的に果たすことができるようになると考えられる。」「社外取締役等の人材確保要請等にも配慮する必要があると考えられる。」と記載されている。

(2) 要望理由

- ・ 監督役員と社外取締役等とは、第三者の視点で業務執行を監督する機能を持つ点で類似性を有していると考えられるが、現行の規定では制度上の差異が生じている。
- ・ 監督役員が利害関係法人等への就業経験を有していたとしても、就業終了後に相当の期間が経過していれば、利害関係法人等との関係が希薄になり、監督役員は独立した判断をするものと考えられ、利益相反取引に対する監視機能を向上させるという目的は果たされると考えられる。
- ・ 実態として、対象期間が無制限である現行の規定は、Jリート、私募リート合わせて99銘柄⁴に増加している現状においては、監督役員の人材確保の難易度を高くする一因となっている。また、欠格事由への該当の有無を把握するための確認作業にかかる負担が相当重いものになる等、運用実務上に支障をきたしている。
- ・ 以上を踏まえ、監督役員の過去の就業経験に関する要件について、会社法に倣い就任前10年間に限定することを要望する。あわせて、過去要件から配偶者に関する規定を削除することを要望する。

(3) 該当条文

- ・ 投信法第100条
- ・ 投信法第200条
- ・ 投信法施行規則第164条
- ・ 投信法施行規則第244条

⁴ 2020年5月末のJリート63銘柄、2020年3月末の私募リート36銘柄の合計数。

2. 投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱に係る改正

投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段として利益超過分配を行う場合に、圧縮積立金及び買換特例圧縮積立金を取崩さずに済むよう措置を要望する。

(1) 現状の規定

- 平成 27 年度税制改正により、投資法人計算規則第 2 条第 2 項第 30 号に新たに定義された「一時差異等調整引当額」を計上することにより、税会不一致金額を税法上配当と取扱われる利益超過分配とする事が認められ、「投資法人における税会不一致による二重課税の防止」の為の手当てがなされた。
- しかしながら、投信法令における利益超過分配の規定では、利益を構成する任意積立金を残したまま利益超過分配を行うことはできないと解されており、任意積立金のうち、圧縮積立金及び買換特例圧縮積立金を計上している投資法人は、当該積立金を全額取崩さなければ、利益超過分配による二重課税の解消手段を行使することができない。
- 圧縮積立金は投資法人の裁量で自由に取崩すことができるものの、積立額が大きい場合は、全額取崩しを行うと当該期の分配金に与える影響が大きくなる。また、買換特例圧縮積立金は取崩し要件が対象資産の売却、除却及び減価償却等に限定されており、全額取崩しのためには対象資産を売却しなければならない。よって、税会不一致が生じた場合、任意積立金を有する投資法人は、「一時差異等調整引当額」計上による二重課税の解消が事実上困難な状況である。

(2) 要望理由

- 元来、運用手法として認められている任意積立金を計上しているか否かによって、税会不一致による二重課税解消手段の行使の可否に差が生じている状況であることから、圧縮積立金および買換特例圧縮積立金を取り崩すことなく、税会不一致による二重課税解消手段を行使できるような制度改正が望まれる。
- ついでには「一時差異等調整引当額」として、税法上配当と扱われる範囲までは、圧縮積立金及び買換特例圧縮積立金を取崩さずに利益超過分配を可能とするよう措置を要望する。

⁵ 任意積立金のうち、一時差異等調整積立金については、取崩しにより、税会不一致による二重課税額の減少効果を得ることができる。一方、圧縮積立金及び買換特例圧縮積立金については、取崩し額を充当しても上記の減少効果を得ることができないため、税会不一致による二重課税解消手段を行使するためには、その全額を取崩す必要がある。

(3) 該当条文

- ・ 投信法第 137 条第 1 項
- ・ 投資法人計算規則第2条第2項第30号

※本要望は税制にも密接に関連するため、税制改正要望においても同内容にて要望する。